

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社柿安本店と称し、英文では、Kakiyasu Honten Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店及び喫茶店の経営
- (2) 精肉、肉製品及び肉加工品の製造及び販売
- (3) 魚介類その他水産物を原料とする食品の製造及び販売
- (4) 米、野菜、果物その他農産物の販売並びにこれらを原料とする食品の製造及び販売
- (5) 弁当及び惣菜類の製造及び販売
- (6) 麺類及び菓子類の製造及び販売
- (7) 調味料の製造及び販売並びに飲料、酒類、及び日用雑貨等の販売
- (8) 冷凍食品及び冷蔵食品の製造及び販売
- (9) 上記第 2 号から第 8 号に関する商品の輸出入業務
- (10) 旅館業
- (11) 飲食店及び食品製造販売に関する技術援助及び経営指導
- (12) 不動産の賃貸及び管理
- (13) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を三重県桑名市に置く。

(会社の機関)

第4条 当社は、株主総会のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役
- (2) 取締役会
- (3) 監査役
- (4) 監査役会
- (5) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、46,300,800株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(1単元の株式の数)

第8条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める事項を請求する権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下買増しという。）を当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主権行使の手続き並びに株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は毎年7月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款による別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、当該株主の3分の2以上の議決権をもって行う。

(議事録)

第20条 株主総会における議事については、その経過の要領及び結果その他の法令に定める事項について、議事録に記載し又は記録する。

2. 前項に基づき作成された議事録は、10年間本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第23条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第26条 取締役社長は、当会社を代表する。

2. 取締役会はその決議により、取締役社長のほか当会社を代表する取締役を選定することができる。
3. 前項に基づき代表取締役複数名を選定したときは、それらの代表取締役は各自会社を代表する。

(取締役の分掌)

第27条 取締役社長は法令、定款及び株主総会の決議事項を遵守し、取締役会の決議事項を執行して会社業務の全般を統轄する。

2. 取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、各々取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌処理する。
3. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集権者)

第28条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集する。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集する。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発して行う。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第30条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議)

第31条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会決議についてのみなし規定)

第32条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項たる個別の議案について、書面又は電磁的記録により当該議案に同意した場合は、これを可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2. 前項においては、監査役より異議のある旨が述べられた場合は、その取扱いをしてはならない。

(取締役会規程)

第33条 取締役会の運営に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほかは、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第34条 取締役会における議事については、その経過の要領及び結果その他の法令に定める事項について、議事録に記載し又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

2. 前項に基づき作成された議事録は、10年間本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第37条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第38条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第39条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第40条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第41条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第42条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発して行う。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第43条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第44条 監査役会の運営に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほかは、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会議事録)

第45条 監査役会における議事については、その経過の要領及び結果その他の法令に定める事項について、議事録に記載し又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

2. 前項に基づき作成された議事録は、10年間本店に備え置くものとする。

(監査役の報酬等)

第46条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第47条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

（会計監査人の選任）

第48条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第49条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第50条 会計監査人の報酬等は、取締役会又は取締役会が定めた会議体において決定する。

（会計監査人の責任免除）

第51条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第52条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 3 0 日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第53条 当社は、株主総会の決議により毎年 4 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行う。

（中間配当金）

第54条 当社は、取締役会の決議により、毎年 1 0 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下

中間配当金という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第55条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附 則)

第1条 第14条の規定の変更は、2022年8月1日からその効力を生じる。なお、本条は、効力発生後にこれを削除する。

第2条 第52条の定めにかかわらず、第55期の事業年度は、2022年3月1日から2023年4月30日までの14か月間とする。なお、本条は、第55期事業年度終了後、これを削除する。

第3条 現行定款第17条の削除及び変更案第17条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下施行日という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款17条の定めはなお効力を有する。

3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和43年11月13日	施行
昭和43年12月 3日	改正
昭和50年11月30日	改正
昭和55年11月20日	改正
昭和57年 1月26日	改正
昭和58年11月20日	改正
昭和61年12月20日	改正
平成3年11月29日	改正
平成5年12月28日	改正
平成7年8月2日	改正
平成8年8月27日	改正
平成8年12月25日	改正
平成9年2月26日	改正
平成9年12月19日	改正
平成10年12月18日	改正
平成11年12月17日	改正
平成13年12月18日	改正
平成14年12月17日	改正
平成15年11月4日	改正
平成15年11月20日	改正
平成16年12月17日	改正
平成18年12月19日	改正
平成21年12月18日	改正
平成29年 5月19日	改正
令和4年5月20日	改正